

赤字：国見直し内容

青字：県独自見直し内容

下線：内容の更新

別紙 2 脆弱性評価結果（施策分野別）

1) 交通・物流 ～交通ネットワークの強化～

（道路ネットワークの整備）

- 本県は内陸に位置し、津波等による被害は沿岸部に比べ少ないと想定されるため、沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する必要がある。東海環状自動車道の関広見 IC～（仮称）高富 IC 間及び（仮称）大野・神戸 IC～大垣西 IC 間などの開通や東海北陸自動車道の白鳥 IC～飛驒清見 IC 間の四車線化の完成により、災害直後から有効に機能する道路ネットワークの強化が図られているものの、未だミッシングリンクや暫定二車線区間が存在している。
- 本県においては、人・物の移動・輸送手段を車に大きく依存しており、地域を繋ぐ道路ネットワークの確保が非常に重要であるため、着実な整備が必要である。
- 広域的かつ大規模な災害の際に救援・復旧活動の拠点等を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを確保するため、引き続き橋梁耐震対策や斜面对策等の整備を進めていく必要がある。
- 本県は、日本の真ん中に位置し、7 県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る必要がある。
- 道路交通の混乱を回避することや、緊急車両等の円滑な通行を可能とするため、道路情報提供システムを活用し、道路通行規制情報等をわかりやすく提供する必要があります。
- 豪雨時における道路の機能維持を図るため、冠水の恐れがあるアンダーパスにおいて、排水設備の補修を進めていくとともに、河川からの溢水による道路冠水等の情報をリアルタイムに把握し、速やかに規制等の対応を行うため、道路監視カメラ等の整備を検討する必要がある。
- 災害時の電力供給の制約により、トンネル照明を消灯することのないよう、消費電力を削減できるトンネル照明の LED 化を進めていく必要がある。

（孤立・大雪対策）

- 県土の 8 割を山地が占める本県の地形的特性上、孤立予想集落が多く存在しており、大規模災害により集落の孤立が多発した場合には、長期間にわたり孤立状態が続くことが懸念される。このため、道路整備等による孤立集落対策及び、緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を引き続き推進する必要がある。また、発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。
- 孤立集落内で負傷者等が発生した場合の救急搬送や物資欠乏時の物資輸送等のために、ヘリコプターが離着陸できる場の整備をしておく必要がある。

- 大雪等の際、早期に通行の確保を図る必要があるため、引き続き除雪作業に使用する除雪機材や除雪基地の整備など除雪体制の強化及び路面状況等の監視体制の強化を図る必要がある。

(道路啓開)

- 発災時に道路啓開計画に基づく対応が確実かつ迅速に実施できるよう、関係機関と連携した訓練を継続的に実施する必要がある。

(無電柱化対策)

- 大規模災害の発生に備え、電柱等の倒壊から緊急輸送道路や避難路を確保するため、市街地等の幹線道路など必要性及び整備効果が高い箇所を選定し、無電柱化を計画的に推進していく必要がある。

(リニア中央新幹線の整備促進)

- 大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、広域的な代替輸送ルート確保の観点から、リニア中央新幹線の整備を促進するため、沿線市町とともに用地取得を進めていくとともに、工事が円滑に進むよう関係機関等と調整を図る必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道においては、橋梁やトンネルなど重要なインフラの老朽化対策は不可欠であるが、整備を要する対象箇所が多く、一部未整備となっている。このため、老朽化した重要インフラの整備を重点的に支援し、予防的な老朽化対策を早急に進め、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。また、地方鉄道は地域を支える重要な交通機関であることから、沿線市町と連携し、存続を支援する必要がある。

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)

- 県と事業者団体との間で、緊急・救援輸送に関する協定を締結しており、広域的な緊急輸送等の役割が期待されている。このため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるよう取組みを進める必要がある。
- 暴風雪や豪雪等に対し、交通機関の運行中止の的確な判断と、早い段階からの利用者への情報提供により、鉄道の車内などに多数の旅客が取り残される事態を回避するため、国土交通省が取りまとめた「鉄道の計画運休のあり方」を踏まえつつ、県内事業者及び沿線自治体との情報共有や連絡体制のあり方について検討する必要がある。

2) 国土保全 ～火山、河川、砂防、治山等対策～

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、大水害だけでなく、平成30年7月豪雨のように治水安全度が低い県が管理する中小河川における水害の頻発化が懸念される。このような状況下で、水害の発生頻度を低下させ、生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、治水事業等のハード対策を迅速に進める必要がある。加えて、河川管理施設等のハード施設では防ぎきれない水害に対して、命を守るための避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。
- 県内では、排水機場や樋門等、数多くの河川管理施設を管理しているが、大規模な地震等による河川構造物の機能不全に伴う二次災害の発生に備えるため、耐震化を進め、社会への影響度によって求められる性能を確保する必要がある。
- 県内に土砂災害のおそれのある区域は多数存在しており、整備に着手できていない箇所は数多くある。そのため、引き続き避難所、要配慮者利用施設を保全するハード対策を重点的に進めていく必要がある。
- 平成30年7月豪雨等を踏まえて実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備や、円滑な避難を確保する砂防関係施設の整備などの土砂災害対策に取り組む必要がある。また、この他にも施設整備を実施すべき人家密集箇所などが数多くあるため、さらに対策を推進する必要がある。
- 土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、市町村の防災訓練やハザードマップ作成の支援をするとともに、平成29年の土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。
- 土砂災害特別警戒区域など、がけ地の崩壊などのおそれのある区域内に居住される方に対し、市町村と協働して、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の周知を行うとともに、市町村に対しては、この制度が災害による被害を未然に防止する有効な手法の一つであることをあらためて説明し、活用を促す必要がある。
- 平成30年7月豪雨で課題となった中小河川における水害時の避難対策の強化に向け、県が管理する全ての一級河川で地域に潜む水害リスクを可視化するため、洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を公表したほか、危機管理型水位計を設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備えることが必要である。また、洪水時の円滑な避難のため、各市町村にて整備した洪水ハザードマップの更新及び公表を促進し、住民の防災意識を向上させる必要がある。
- 平成30年7月豪雨で、甚大な浸水被害が発生した津保川において、緊急的に河道掘削等の治水対策を実施し、早期に治水安全度の向上を図る必要がある。
- 平成30年7月豪雨などの災害を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえ、洪水時の流下阻害となる箇所の河道の掘削や樹木伐採等を進め、流下能力の向上を図る必要がある。

(治山ダム等の整備・機能強化)

- これまでに県内に、流木対策として治山ダム工を73基設置した。しかし、全国的には立木の大径化による被害の拡大が見られる。このため、流木災害の危険性がある溪流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。
- 県内民有林の約7割を占める範囲において、航空レーザ測量及び微地形図を使い、危険箇所の把握や治山計画等に有効活用している。しかし、県内民有林全域を網羅していないため、残りの約3割の範囲について、レーザ測量及び地形解析を推進する必要がある。
- 県内には、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、治山対策に必要な予算を確保し、山地災害危険地区の指定調査、事業化へ向け調査設計及び権利関係者への調整を進める必要がある。

(火山災害対策)

- 平成26年9月27日の御嶽山噴火を踏まえ、登山者の事前準備の徹底や、火山災害発生時の安否確認と捜索救助活動の迅速化を図るため、提出が義務化された活火山における登山届の提出を促進する必要がある。
- 関係機関と連携を図りながら、情報伝達訓練や実働訓練の検証結果を踏まえたより実践的な防災訓練の継続的な実施などのソフト対策に加え、待避壕などの防災設備の整備などハード対策について、継続的に検討を行い、実効性ある対策を実施する必要がある。
- 国が中心となって策定している火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対応するため、緊急ハード対策に向けた資機材等を整備する必要がある。

(亜炭鉱廃坑対策)

- 県では、亜炭鉱廃坑対策を実施してきたが、南海トラフ巨大地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を進める必要があることから、対策を要する地域が存在する市町村の意向を踏まえながら今後の対策について検討を進める(内容精査中)。

3) 農林水産 ～災害に強い農地・森林づくり～

(農業用排水機場の整備)

- 農業用排水機場の予防保全対策については、計画に基づき整備等を実施しているが、耐用年数を経過した排水機場が増加しており、引き続き長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。

(農業ため池の防災対策)

- 人命財産に影響を与えるおそれある農業ため池については、点検・調査を実施し、計画的な整備等を進めているが、対策を必要とする目安となる防災重点ため池の国基準が見直され、対策を必要とするため池数の増加が見込まれている。このため、ハード整備に着手できていないため池については、防災マップの作成や管理体制の強化など、引き続きハード・ソフトを組み合わせた取組みを継続する必要がある。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

- 安定した食料供給に向け、引き続き基幹的農業水利施設の長期的な施設機能の確保に向けた保全対策を推進する必要がある。
- 農村地域において、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、継続的な営農活動を行う集落等を支援するとともに、地域の活動組織が主体となった農地や農業水利施設等を保全管理する取組みの支援や、農地保全に資する防護と捕獲が一体となった総合的な鳥獣被害対策を継続する必要がある。

(都市農村交流の推進)

- 都市農村交流の推進を図るため、『「ぎふの田舎へいこう！」推進協議会』による地域間連携やグリーン・ツーリズム実践者の受け入れ体制の強化、関係機関との連携など、民間ならではの新たな取組みがより一層行われるよう支援していくことが必要である。

(農業集落排水施設の機能保全)

- 農業集落排水施設については、汚水処理施設の機能確保のため、計画に基づき施設の機能保全対策を実施しており、引き続き計画的に推進する必要がある。

(農林道の整備)

- 地域交通ネットワークの強化及び孤立集落の発生防止のため、計画的に農道の整備や農道橋の耐震対策を実施しているが、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進する必要がある。
- 地域交通ネットワークを補完する林道等において、市町村と連携し定期的な点検・診断を行うとともに、点検・診断結果において保全整備が必要と判断された施設に対して、適切な保全整備を推進する必要がある。

(災害に強い森林づくり)

- 本県は県土の 81%を森林が占めており、豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、引き続き人工林の針広混交林化や、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- CLT（直交集成板）をはじめ新たな木材需要の創出など県産材の需要拡大を図り、森林資源の循環利用を進めることで、適切な森林整備につなげる必要がある。

4) 都市・住宅／土地利用 ～災害に強いまちづくり～

(住宅・建築物の耐震化・防火対策)

- 地震による死傷者の発生を防ぐためには、住宅・建築物の被害を減らすことが重要である。住宅の耐震化を推進するため、耐震診断、耐震改修工事に対する、国、県及び市町村による支援や個別訪問、リフォーム事業者に対する講習会、小中高生を対象とした耐震講座等、様々な分野から普及啓発を実施する必要がある。また、義務化対象建築物の耐震診断の実施や耐震性が不十分な建築物の耐震化の促進を図る必要がある。
- 地震発生時における電気火災防止に効果的な感震ブレーカーの普及に向けた取組みを行うことが必要である。
- 大規模火災発生等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、関係機関と連携しミキサー車からの給水訓練及びその水を水利とした放水訓練を実施しているが、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

(空家対策)

- 大規模災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、市町村等と連携して総合的な空家対策を推進する必要がある。

(大規模盛土造成地対策)

- 住民の宅地被害に対する関心を高め、早期の変状把握、早期対応等による被害の防止・軽減につなげるため、大規模盛土造成地の位置等の情報提供を引き続き実施する必要がある。また、市町村と連携し、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地を抽出するための変動予測調査等の実施を検討する必要がある。

(水資源)

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源関連施設の整備・機能強化、ダム群連携等の既存ストックを活用した水資源の有効利用を進める必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進める必要がある。
- 渇水時の情報共有については引き続き緊密に行うことや、対応策の時系列行動計画（渇水対応タイムライン）を作成することにより、渇水による被害を軽減させる必要がある。

(市街地整備)

- 大規模火災のリスクが高く、地震時等に危険な密集市街地については、都市の防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業など密集市街地の面的整備を促進する必要がある。

(立地適正化計画の策定促進)

- 災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを進めるため、市町村の立地適正化計画の策定を促進していく必要がある。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市町村と連携して復興計画や体制を検討する取組を進める必要がある。

(地籍調査)

- 土地の所有者や境界等を明確にすることで、災害復旧の迅速化や境界トラブルの未然防止を図るため、地籍調査の計画的な促進を図る必要がある。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 建設型応急仮設住宅については、引き続き市町村と連携し必要戸数分の応急仮設住宅建設可能用地を確保するとともに、協定締結団体からの報告より、供給能力等の把握をすることや、木造応急仮設住宅の建設訓練を実施し、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。借上げ型応急仮設住宅については、市町村、協定締結団体と連携しマニュアルを整備し、円滑に提供するための体制を構築する必要がある。

(文化財の保護対策)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援や、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を進める必要がある。

5) 保健医療・福祉 ～医療救護体制確保及び要配慮者対策～

(災害医療体制の充実)

- 二次医療圏内の災害拠点病院の複数化を進め、残る西濃圏域についても追加指定し、各圏域内のバックアップ機能を強化する必要がある。
- 県内の災害拠点病院における災害派遣医療チーム（DMAT）保有率は、100%となっており、今後は各災害拠点病院のDMATの機能の維持向上を推進する必要がある。
- **DPAT（災害派遣精神医療チーム）に必要な資機材や活動マニュアルを整備し、被災時に円滑に活動できる体制を構築する必要がある。**
- 平成30年3月に設立した、自然災害に伴う重大な健康危機発生時に、被災した地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）について、構成員の人材育成を推進する必要がある。
- 県内2か所に整備した航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の運用訓練等を実施するなど、体制の強化を図る必要がある。

(災害拠点病院等の耐震化)

- 県内災害拠点病院12病院のうち11病院については耐震化済みであり、残る1病院についても着手済みであるが、耐震化事業が着実に進むよう支援を継続する必要がある。
- 災害拠点病院や社会福祉施設等の耐震化率は、全国平均を上回っているが、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化を進める必要がある。
- 県内病院の耐震化率は74.0%（H30）であり、ほぼ全国平均（74.5%）並みであるが、更なる耐震化の推進が必要である。

(救急医療提供体制の強化)

- 災害時において救急医療が実施できる体制を確保するため、平時から他県との連携を図る必要がある。
- ドクターヘリの出動件数が増加する中、重複要請時などの未出動案件の減、活動範囲の拡大のため、基地病院に戻ることなく給油可能となる県北部への給油拠点の整備が必要である。

(病院BCPの策定促進)

- 平成30年度末までに、12の災害拠点病院全てでBCPの策定を完了したが、県内病院のBCP策定率は、41%に留まっており、災害時の病院機能確保のため、策定を進めていく必要がある。

(福祉避難所の運営体制確保)

- 全市町村において福祉避難所が指定されているが、福祉避難所運営マニュアル等の策定や訓練の実施状況については、各市町村で差が生じているため、市町村担当者向けの研修

会開催を通して、福祉避難所の充実・強化に向け市町村への支援を行う必要がある。

(災害時健康管理体制の整備)

- 発災初動における保健所と市町村の役割分担、関係機関等との連携体制について、具体的行動レベルでの共有・イメージ化、平常時準備が進んでいない。引き続き、市町村の活動体制を把握し、平時から関係機関等と連携した健康管理体制の構築が必要である。

(医療・介護人材の育成)

- 岐阜大学医学部における地域枠の設定や、大学と病院、医師会が連携した医師育成・確保コンソーシアムによる医師確保策、看護・介護職員の処遇改善、介護福祉士を志す学生への修学資金貸付けなど、関係者と連携して医療・介護人材の育成・確保を進めており、一定の成果を上げてきている。今後の高齢社会の進展をにらみ、引き続き計画的な確保・育成策に平時から取り組むとともに、災害に備えた訓練の実施や広域支援体制の整備等により、医療・介護人材の災害対応力の強化を図り、災害時に、医療や介護の絶対的不足による被害の拡大を生じないようにしていく必要がある。

(福祉施設等への支援)

- 災害時の福祉・介護分野における人材派遣等、広域的な緊急支援について、県内の福祉団体、有識者、行政関係者からなる「岐阜県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」において引き続き検討し、岐阜県災害派遣福祉チーム「岐阜DCAT」派遣体制の強化等、更なる体制整備を図る必要がある。
- 社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立については、定期的な監査等を通じ、概ね体制整備されている。今後も現状に合わせた防災計画の見直しや連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

6) 産業 ～サプライチェーンの確保・風評被害防止対策～

(BCP計画等の策定支援)

- BCPの策定支援は着実に実施しているが、中小企業を中心に未策定企業が多く残ることから、今後も継続した策定支援が必要であり、企業内へのBCP定着を推進するために、BCP策定後の事業者を対象としたBCPの実効性を確保するためのフォローアップが必要である。
- 令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業者が策定する「事業継続力強化計画」の策定を支援し、中小企業等の災害への対策強化を推進する必要がある。

(BCMの支援)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体が取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。

(本社機能の誘致・企業立地)

- 東濃クロスエリア本社機能移転推進会議において、構成市町等と協力して本社機能誘致活動を行っているが、リニア中央新幹線開業による利便性の高さのPRなど、当該エリアの認知度向上を図り、国全体の強靱化に資する観点から、本社機能等の移転促進に向けた取組みを図る必要がある。

(観光地等の風評被害防止対策)

- 大規模災害発生時に報道等で本県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する可能性があることから、国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する必要がある。

7) ライフライン・情報通信 ～生活基盤の維持～

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 県営水道については、大規模地震対策及び老朽化対策として、既設管路を複線化するバックアップ管に貯留機能及び応急給水拠点機能を付加した大容量送水管の整備や、平成 30 年 7 月豪雨災害検証を踏まえ、地域間相互のバックアップ機能強化を計画的に推進する必要がある。
- 市町村における水道施設については、さらなる耐震化の促進が必要である。既存の水道施設の耐震化への取り組みが遅れているため、県内各市町村に対し、水道施設における耐震化の現状を周知し、特に、医療機関及び避難所などの重要給水施設の敷設管路の耐震化を計画的・集中的に実施していく必要がある。
- 流域下水道の地震対策については、「汚水処理施設の長期間の機能停止を防ぐための耐震対策」に重点化し、計画に沿って耐震化を進めているが、完了までなお時間を要することから、被災した際の被害を最小限にとどめるため、関係機関との応援体制の確保、資材の備蓄、緊急時対応マニュアルに基づく防災訓練などのソフト対策を進める必要がある。また、市町村下水道施設について耐震化を促進する必要がある。

(下水道における業務継続体制の整備)

- 大規模地震発生後に必要な業務を的確に行うため、平成 28 年熊本地震を受けて改訂された下水道 B C P 策定マニュアル等を踏まえ、下水道 B C P をブラッシュアップする必要がある。

(合併浄化槽への転換促進)

- 老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を引き続き推進する必要がある。

(電力・ガスの災害対応力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため、電気設備の自然災害に対する耐性評価の結果に基づき、必要に応じ、電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。
- 都市ガスについては、耐震性に優れたガス管への取り替えを進めており、各家庭には震度 5 相当以上の地震で自動的にガスを遮断するガスメーターが設置されている。また、仮に地震による被害が生じた場合は、被害地域を限定して供給停止する安全確保の仕組みを整備しているが、引き続き、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に推進する必要がある。
- 豪雨等の風水害や豪雪に備え、市町村や道路管理者等と連携して災害情報の共有など連携強化を図る必要がある。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出の取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する必要がある。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する必要がある。

(情報通信事業者の災害対応力強化)

- 情報通信インフラについては、中継伝送路の冗長化・多ルート化や通信ビルの耐震化等ネットワークの信頼性向上を推進しているところであるが、災害時に備え、避難施設等及び帰宅困難者の一時避難場所等における早期通信手段確保のための特設公衆電話の事前設置を自治体と調整・連携の上、引き続き計画的に推進する必要がある。
- 土砂災害や豪雪等に伴う通信の不通を迅速に回復するため、市町村や道路管理者等との情報共有など連携の強化を図る必要がある。

(暴風・大雪時のライフライン確保)

- 暴風・豪雪に伴う倒木等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、関係者と連携し、危険木除去など対策を進める必要がある。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段や非常用電源を確保する必要がある。

8) 行政機能 ～公助の強化～

【行政】

(防災拠点機能の強化)

- 平成 30 年度に岐阜県が公表した内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査を踏まえ、県広域防災拠点について、物資輸送機能や活動拠点としての機能の強化を図るとともに、災害発生時における円滑な運営が図られるよう市町村と連携した実動訓練を継続的に実施する必要がある。
- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、引き続き、非常用電源設備等の整備や備蓄倉庫、防災用トイレの設置など防災機能を強化する必要がある。
- 支援物資輸送訓練については、各協定締結団体と連携した訓練を実施し、物資輸送計画や物資拠点の運営マニュアルを改訂していく必要がある。活動拠点については、各機関と共に拠点の視察及び具体的な活用方法の想定や課題の抽出を行うなど、平時から連携体制を構築する必要がある。
- 平成 29 年度で全ての総合庁舎の耐震補強工事を完了している。県庁舎の建て替えについては、災害対策の中核拠点として機能できるよう引き続き整備を進める必要がある。

(広域連携の推進)

- 首都機能バックアップ拠点の誘致や県境道路の整備、災害時の広域応援体制の強化や帰宅困難者対策など広域的に取り組むべき課題について、国、隣県等との連携の強化を図る必要がある。

(災害対策用資機材の確保・充実)

- 災害時応急対策用資機材備蓄拠点を活用し、災害時に被災した土木施設等の応急復旧を効率的かつ効果的に実施するため、引き続き、平時に資機材の点検、及び関係機関との訓練により、災害に備える必要がある。

(住民等への情報伝達の強化)

- 外国人を含む観光客や要配慮者等を含め住民への災害情報の伝達体制の強化を図るため、市町村長等を対象とした研修や、ローカル・メディアによるきめ細かな情報提供、ハザードマップの作成支援を行う必要がある。また、気象情報や河川水位等の情報を提供する「ぎふ川と道のアラームメール」等の周知や危機管理型の水位計の設置を進めるなど、より多くの方の適切な避難行動につながる取組みを進める必要がある。
- 防災情報の確実な伝達と市町村の災害対応力向上のため、住民への広報や被害情報の管理、災害対応業務の効率化や避難勧告等発令の迅速な意思決定等に資するよう、県被害情報集約システムの再構築等を行っていく必要がある。

(情報伝達手段の多様化)

- 災害情報の伝達方法については、一人暮らし高齢者や障がい者等の要配慮者はもとより、旅行者、外国人等にも配慮した多様な情報提供手段を確保していく必要がある。
- 外国人向け情報提供手段として、フェイスブックを活用した災害情報の多言語自動発信システムにより情報発信を行っているが、今後も同システム等により、市町村における「避難情報の多言語化及び情報発信方法の整備」等の取組みを促進していく必要がある。
- 平時における聴覚障がい者への対応として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者を養成してきたが、災害時でも活用できるよう、全市町村での意思疎通支援事業の実施や、現任者のスキルアップ研修を実施するなど従事者の向上を促進する必要がある。

(防災情報通信システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化)

- 災害時の行政機関相互の通信回線を確保するため、平成30年1月に防災情報通信システムの地上系・衛星系・移動系の三層一体整備が完了しており、引き続き、災害時においても確実に運用できるよう適正に維持管理していく必要がある。
- 岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化や、アクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性の強化に取り組んでいく必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 被災時に備え、非常時優先業務の選定、職員の安否・参集状況の確認体制等について、引き続き維持する必要がある。
- 情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練、スキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性^{*}を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。

※高可用性

情報システムが災害時においても停止することなく稼働できること。または、早く復旧できること。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、防災タウンミーティングや出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町村における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。
- 民間企業やJA全農岐阜等と協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給を行うなどの体制を構築している。今後も、非常時に備え、引き続き体制を維持していくことが必要である。

【警察・消防】

(警察災害派遣隊の体制強化)

- 県警察災害派遣隊について、大規模災害発生時における広域的な部隊派遣態勢を確立しておくため、装備品の計画的な更新や迅速な活用要領の検討、資格取得の推進、関係機関と連携した実動訓練を実施するとともに、部隊の対処能力の向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための資機材整備)

- 災害用装備資機材の配備増強、更新を図るとともに、更新された機器、新たに配備された機器について、職員の使用方法の習熟を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における通信を確保するため、LTE回線等を活用した回線の冗長化など、総合通信指令システムの高度化を検討していく必要がある。
- 県警においては、ドローンの整備及び操縦士の養成を行っているが、ドローンを効果的に活用できるよう訓練を反復実施するとともに、さらなる整備・養成等を検討する必要がある。
- 大規模災害発生時に、消防団による行方不明者の捜索、人命救助等の救助活動が迅速かつ的確に行われるよう、救助活動用資機材の整備及び使用方法の習熟を図る必要がある。

(ヘリコプター広域応援体制の整備)

- 大規模災害発生時には、他都道府県警察ヘリコプターの応援を受けることになるが、現在の県警の施設は狭隘なうえ、燃料備蓄量も十分でないことから、航空自衛隊岐阜基地との応援ヘリコプターの駐機場所、航空燃料についての調整結果に基づく、実戦的な合同想定訓練の実施など受入れ体制の整備を図る必要がある。

(警察庁舎等の整備・耐災害性強化)

- 発災直後に全国から集結する応援派遣部隊、自県の広域緊急援助隊等のマンパワーを無駄なく、迅速に運用するため、基幹的な防災拠点としての警察署の改築整備を行う必要がある。
- 災害時に活動拠点となる警察施設の機能継続を図るため、非常用発電設備の増強及び浸水対策等、耐災害性を更に強化する必要がある。
- 警察施設の耐震化を図ってきたが、老朽化した警察施設の計画的な建替え（基幹的な防災拠点を優先的に整備）により施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。
- 地域における活動拠点となる交番・駐在所の統廃合に伴う新設、移転建替等につき、関係所属や警察署と連携を密にして耐災害性の高い場所の選定など、警察機能の強化を図る必要がある。

(バックアップ体制の整備)

- 大規模災害により、警察本部及び警察署の災害警備本部機能が使用不能に陥った場合に備え、代替施設を確保、機能の向上など充実を図る必要がある。

(交通信号機等の耐災害性の強化)

- 停電による滅灯時でも電源供給を行い、大規模災害への備えを万全とするとともに、交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、可搬式発動発電機の接続に対応した信号機の整備や信号電源付加装置の整備を進める必要がある。
- 地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断、信号機の機能不全による交通環境への影響を回避するため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する必要がある。
- 現在までに整備された光ビーコンについては、順次、高度化光ビーコン[※]への更新を進めているところであるが、対応車載器搭載車が0.1%以下と低調であり抜本的な見直しが求められることから、警察庁と連携を取りながら関係機関と調整を行う必要がある。

※高度化光ビーコン

路上に設置され、遠赤外線による交通情報の収集及び提供を行う装置を高度化したもの。車両からはプローブ情報を収集でき、光ビーコンからは渋滞情報や規制情報、旅行時間を提供できる。

(業務継続体制の整備)

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ、通常業務等の警察機能を維持するため、非常時優先業務と人員計画等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

(消防団員等人材の確保・育成)

- 消防職員、消防団員の現場対応力向上のため、新たに整備した訓練施設を消防学校の教育訓練のみならず、各消防本部、消防団の訓練にも使用するとともに、複雑化、多様化する災害に対応するため、引き続き消防職員及び消防団員の現場対応力の向上に取組む必要がある。
- 消防団員数が全国的に減少傾向にある中、本県では消防団員確保対策に積極的に取組み、平成27年度から3年連続で増加したが、平成30年度は再び減少に転じた。引き続き、基本団員の確保及び大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、導入について取組むとともに、消防職団員OBや女性、学生など多様な人材の活用、消防団員の処遇の改善及び協力事業所の支援についても取組む必要がある。
- 高齢化する水防団の団員数維持や水防技術を伝承するため、水防活動の広報や水防資器材の提供等の支援に取組む必要がある。

(緊急消防援助隊の体制強化)

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る必要がある。

9) 環境 ～廃棄物及び有害物質対策～

(災害廃棄物対策の推進)

- 災害廃棄物の迅速な処理を行うためには、災害発生直後の速やかな仮置場の設営及び管理、県内市町村等との連絡調整など、県及び各市町村の災害廃棄物処理計画の実効性を保つ必要がある。このため、災害を想定した演習及び研修会を実施し、災害廃棄物処理体制の強化を図る必要がある。

(有害物質対策)

- アスベストや化学物質等の有害物質の飛散・流出対策については、届出や検査など現行法に基づく対応に留まっていることから、大規模災害発生時に迅速な対応をするための課題を整理・検討する必要がある。

10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～

(防災教育の推進)

- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識が醸成された地域社会を構築するため、子供のころから地域の災害リスクなどを知り、命を守る行動を実践的に学ぶことが重要である。そのため、水害や土砂災害、火山災害のリスクがある小中学校などにおいて、毎年、避難訓練と合わせ地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進を図る防災教育を実施する必要がある。
- 住民一人ひとりが自助の意識を持ち、危険情報の理解度を深め、災害時に早期における実効性の高い避難行動をとることができるための取組みを実施し、行動力・避難力の強化を図り、地域コミュニティにおける「自助・共助」のソフトパワーを高める必要がある。
- 県民の自助実践を促進する「災害から命を守る岐阜県民運動」については、「命を守るためのとっさの行動」を重点テーマに実施しているが、各家庭での防災対策が重要であることから、さらなる取組みが必要である。
- 防災教育を学校の実情に応じた実効性のあるものとするために、各学校の課題に応じた専門家、関係機関による指導の推進を行うとともに、県総合教育センターの研修講座等、防災に関する研修の充実を図る必要がある。
- 異なる災害を想定した命を守る年間3回の訓練の実施については、学校安全講習会で伝達するとともに、実施率の低い高校に対しては、「高校生防災アクション」事業を通じて、実施率向上に向けて推進を図る必要がある。
- 浸水想定区域を有する県内の全市町村は、洪水ハザードマップを作成し公表している。平成27年の水防法改正により、想定最大規模の降雨に対応したハザードマップの改訂が必要となっており、効果的な避難行動につながるハザードマップの整備への支援が必要である。
- 土砂災害警戒区域指定を有する県内の全市町村は、土砂災害ハザードマップを作成し公表している。平成27年の土砂災害防止法の改正により、避難場所や避難経路等の記載が明確化されたことから、ハザードマップの見直しを支援する必要がある。

(防災人材の育成)

- 清流の国ぎふ 防災・減災センターにおいて、地域の防災人材の育成を図る必要がある。
- 外国人防災リーダー育成講座の受講者を増やし、地域で活躍できる外国人防災リーダーの育成や外国人向けの防災啓発講座を実施する必要がある。

(住民主体での避難対策の強化)

- 住民の主体的な避難行動を促進するためには、住民一人ひとりが早めの避難と事前の備えの大切さを学び、あらかじめ避難の手順を考え、決める「災害・避難カードを作成する取組み」の普及促進を図る必要がある。

(要配慮者対策の推進)

- 平成30年7月豪雨では、全国的に在宅高齢者への避難支援の重要性が浮き彫りとなった。これを踏まえ、一人暮らし高齢者等の避難行動要支援者の避難行動を支援するため、避難行動要支援者に対し名簿の趣旨や目的を説明し、提供についての事前同意、警察や消防機関等への提供を進めるとともに、地域での自主的な取り組みを発展させて避難支援の個別計画としていくなどの様々な事例を収集し、市町村へ紹介することで、地域の特性や実情に即した名簿情報の活用及び個別計画の策定の促進を図る必要がある。
- 平成29年の水防法及び土砂災害防止法の改正により要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援する必要がある。

(コミュニティ活動担い手養成)

- 災害時における助け合いなど、地域づくり活動を実践できる人材を養成するため、県と市町村で連携し、地域毎の状況や地域の抱える課題に即した講座を実施する必要がある。

(建設業の担い手育成・確保)

- 地域の復旧・復興において重要な役割を果たす建設業の事業継続力向上を図るため、本県と災害応援協定を締結する建設業関連団体に取り組むBCM（事業継続マネジメント）を認定する制度の普及、策定に向けた支援を実施する必要がある。
- 地域の復旧・復興の中心となる建設業を担う人材の育成・確保を図るため、施工時期の平準化、週休2日制の導入や現場環境の改善等を進めるほか、ICTの活用による生産性向上等により魅力ある労働環境を整備し、併せて、技術力・生産性向上を目的とした研修、現場見学会など担い手確保につながる魅力発信等を行うことで、将来にわたって希望と誇りを持てる建設業の確立を支援する必要がある。

11) 官民連携 ～民間リソースを活かした対応力強化～

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 生活必需物資や医療救護、緊急救援など災害時における応援協定を各分野で締結しており、引き続き新たな協定締結先の検討を進めるとともに、災害時において確実に活動できるよう、各協定締結団体と平時から連絡や訓練を行う必要がある。
- 大規模災害時に円滑な対応が行えるよう、平時から災害協定締結団体、企業と連絡を密にするとともに、プッシュ型・プル型支援に対応した実践的な支援物資輸送訓練を継続する必要がある。
- 支援物資の調達や輸送に、民間事業者の有するスキル・ノウハウ及び物資拠点としての施設・設備等の活用について検討を進める必要がある。

(救出救助に係る連携体制の強化)

- 救出救助に係る関係機関の連携体制を強化するため、自衛隊、警察、消防等の関係機関及び民間事業者等が相互に連携した実践的な救出救助訓練を引き続き実施する必要がある。
- 大規模火災発生等の消防水利を確保するため、排水ポンプ車またはミキサー車による給水が可能となるよう、中部地方整備局、北陸地方整備局及び岐阜県生コンクリート工業組合と協定を締結し、緊急消防援助隊岐阜県大隊訓練において、ミキサー車からの給水訓練、その水を水利とした放水訓練を実施し、連携強化を図っているが、大規模火災時に、連携した消火活動が展開できるよう、引き続き訓練を実施する必要がある。

(災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成)

- 大規模災害発生時に個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、行政、社会福祉協議会、NPO・災害ボランティア団体等が連携・協働していくための「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を速やかに設置し、ボランティアの受入体制を整備する必要がある。そのため、市町村及び市町村社会福祉協議会を含め、関係機関との意見交換や研修・訓練などを通じて、平時からの「顔の見える関係」づくりを進め、多様な主体との連携・協働を図っていく必要がある。

(防災・減災データの提供推進)

- 県のオープンデータを扱うポータルサイトにおいて、土砂災害警戒区域や緊急輸送道路などの防災に係るオープンデータの提供を進めているが、民間でのデータ利活用を促進するため、市町村と連携したデータの広域化を進めるとともに、センサーなどで取得した河川の水位データや降積雪データの提供など、より使いやすいデータの提供を進める必要がある。

12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

(社会資本の適切な維持管理)

- 高度経済成長期以降に整備した橋梁、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設の高齢化が進行していることから、岐阜県道路施設維持管理指針に基づき、引き続き計画的な点検、補修等を実施する必要がある。
- 河川構造物は平成 25 年度に岐阜県河川インフラ長寿命化計画を策定し、その取り組みを進めている。浸水被害を回避または最小限に抑えるためには、河川施設が確実に稼働するよう機能を維持することが求められる。そうしたことから、近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴う大水害や治水安全度が低い県管理河川の水害の頻発化に備え、治水施設が洪水時に県民の生命はもとより、財産や暮らしを水害から守るよう、適宜、長寿命化計画の見直しを行い、予防保全型の維持管理を効率的かつ効果的に推進する必要がある。
- 砂防施設の長寿命化計画は、平成 25 年度に策定したところである。高齢化が進む膨大な砂防施設の機能を維持し、災害発生時に効果を最大限発現するため、点検の確実な実施と点検結果の評価に基づく初期段階で適切な補修・改築の実施により予防保全的な維持管理を推進する必要がある。

(情報収集手段の多様化)

- 平成 30 年 7 月豪雨では、立ち入りが困難な場所において、被災状況の把握などにドローンの活用が有効であったことから、目視確認が困難な砂防施設の調査等においても、ドローンを活用し、調査の効率化、安全性の向上を図る必要がある。

(公共施設等の維持管理)

- 公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。
- 県営住宅の老朽化について、耐用年限の 2 分の 1 を経過している住宅が 8 割を超えており、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「岐阜県公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(メンテナンスに関する人材の養成)

- 県、岐阜大学、産業界が連携し、点検や補修に関する高度な技術を有する「社会基盤メンテナンスエキスパート (ME)」や、地域の道路を見守る「社会基盤メンテナンスサポーター (MS)」を引き続き養成し、効率的かつ効果的な維持管理を推進する必要がある。

(市町村に対する技術的支援)

- 社会資本の高齢化が進む中、多くの市町村は、技術職員の不足などの課題を抱えていることから、土木事務所における社会資本メンテナンス相談窓口などを活用し、引き続き市

町村に対する維持管理の技術的な支援を推進する必要がある。